

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十六日

長崎県杵岐市芦辺町箱崎大左右触四八二一一

解散公告

三栄工業株式会社
清算人 大曲 誠

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十六日

長崎県長崎市江戸町五番八号

解散公告

合同会社由縁日
清算人 吉井 明代

解散公告

当社は、令和八年四月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十六日

熊本県上益城郡益城町惣領一五二七番地四

解散公告

有限会社益城薬局
清算人 島村 桂己

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日総社員の同意により同日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十六日

大分県宇佐市大字樋田一七八番地の二

解散公告

合同会社A P Pグループ
清算人 秋吉 康子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により同日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十六日

大分市大字宮河内四四九番地

解散公告(第一回)

株式会社しい原
代表清算人 椎原 和由

当法人は、令和七年十月十六日総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十六日

北海道釧路市入舟四丁目一番一 釧路H O K U B Uビル一階

医療法人社団ナルドクリニックス
清算人 後藤 康之

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年四月三十日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十六日

富山県高岡市本保一八〇番地

解散公告(第一回)

本正寺
清算人 古瀬季理子

当法人は、令和八年四月十二日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十六日

福岡県大牟田市大字吉野一五五一番地四一

解散公告(第二回)

東原団地管理組合法人
清算人 藤本 秀俊

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年十一月二十八日開催の社員総会の決議並びに石川県知事の認可により、令和八年四月十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年五月二十五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十六日

石川県野々市市郷町二六〇番地

医療法人社団深江レディスクリニック
清算人 深江 司

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年十一月五日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年五月二十五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十六日

石川県珠洲市宝立町金峰寺末三二番地一

医療法人社団たかせ会
代表清算人 高瀬 真二

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年四月十八日開催の集会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年五月二十二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十六日

愛知県額田郡幸田町大字芦谷毛倉三四番地

四 サラシテイ幸田管理組合法人
清算人 松原 聖

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市白石区東札幌一条五丁目七四番地、最後の住所北海道北見市山下町五丁目一番一四一〇七号

被相続人 亡 千葉 正師

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十六日

北海道北見市北二条西三丁目一番地 朝田

ビル四階 相続財産清算人 川村 悠佑

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道斜里郡斜里町本町三七番地一、最後の住所北海道斜里郡斜里町青葉町五四番地 かねで東団地9棟一〇五号

被相続人 亡 樋口 弘一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十六日

北海道網走市南六条西二丁目四番地一フロ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

川瀬 敏朗

本籍北海道斜里郡斜里町光陽町五九番地一八、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 櫻井甲子郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十六日

北海道網走市南六条西二丁目四番地一フロ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

川瀬 敏朗

本籍北海道斜里郡斜里町字川上八九番地、最後の住所北海道斜里郡斜里町文光町三六番地

五 被相続人 亡 長尾 巡一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十六日

北海道網走市南六条西二丁目四番地一フロ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

川瀬 敏朗

本籍北海道斜里郡斜里町字川上八九番地、最後の住所北海道斜里郡斜里町文光町三六番地

五 被相続人 亡 長尾 巡一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十六日

北海道網走市南六条西二丁目四番地一フロ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

川瀬 敏朗

本籍北海道斜里郡斜里町字川上八九番地、最後の住所北海道斜里郡斜里町文光町三六番地

五 被相続人 亡 長尾 巡一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

第10期決算公告

令和7年6月9日

福島県福島市金谷川一番地

株式会社ミューラ

代表取締役 伏見 雅英

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目		金 額(千円)
資 産 部	流動資産	232,187
	固定資産	8,519
	資産合計	240,706
純 資 産 及 び 負 債 部	流動負債	1,046
	固定負債	180,000
	資本	59,660
	剰余金	79,970
	本剰余金	3,603
	他剰余金	3,603
	利益剰余金	△23,913
	その他利益剰余金	△23,913
	(うち当期純損失)	(47,104)
	負債・純資産合計	240,706